

岩手県告示第467号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成24年7月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 二戸市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区間 二戸市浄法寺町下前田14番地9地先から20番地65地先まで
- 3 工事の内容 幹線管渠の設置に伴う舗装本復旧
- 4 工事の完了の日 平成24年6月14日